

第49回衆議院議員選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査

投票所変更のお知らせ

野毛1丁目、野毛2丁目、野毛3丁目にお住まいの方は、投票所が変更になりますので、ご注意ください。

旧 投票所

野毛青少年交流センター

新 投票所

↓

デイホームたまがわ

（所在地：野毛2丁目4番4号）



※野毛青少年交流センターの建物を含むエリアが、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されていることから、選挙人の安全確保と選挙の円滑な管理・執行のため、投票所を変更します。

問い合わせ先：世田谷区選挙管理委員会

電話：03-5432-2751

【参考3】区のおしらせ

令和3年10月19日号

(表)

10/19

令和3年(2021年)
No.1818

SETAGAYA 区のおしらせ せたがや

衆議院議員選挙特集号

発行/世田谷区
編集/広報広聴課 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)
区のホームページ(パソコン・携帯電話共通)
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 ㊚5432-3045 へお願いします。

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

10月31日(日)は、衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。日本の未来に向けて、貴重な一票を投じましょう。

㊚選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 ㊚5432-3045

投票できる方

原則、次の全てを満たす方が世田谷区で投票できます。

①平成15年11月1日までに生まれていること

②世田谷区の選挙人名簿に登録されていること(*)

*日本国民で、世田谷区において住民票を作成した日(転入の届出をした日)から令和3年10月18日現在までに引き続き3か月以上住民登録があることが必要です。

投票日

10月31日(日)



投票時間

午前7時～午後8時

世田谷選挙マスコット
セーボー

新型コロナウイルス 感染症対策

新型コロナウイルス感染症への対応として、各投票所及び期日前投票所において消毒液の設置、飛沫防止シートの設置等感染症対策を講じます。ご来場の際はマスクの着用、咳エチケットにご協力下さい。また、持参した鉛筆により投票用紙に記入することができます(ボールペン(特に水性)は、インクがにじむため推奨しませんが、ご使用いただいても構いません)。

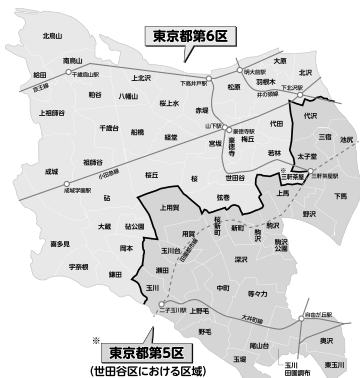
◆衆議院議員選挙

衆議院議員選挙は、「小選挙区選挙」と「比例代表選挙」の2つの選挙で議員を選びます。議員の任期は4年です。また、この選挙に併せて「最高裁判所裁判官国民審査」も行われます。

◆選挙区が分かれています

世田谷区は、小選挙区が東京都第5区と東京都第6区に分かれています。住所(選挙人名簿登録地)によって投票できる候補者が異なりますのでご注意ください。詳しくは、下記の地図をご確認ください。

※東京都第5区は、下記の地図の世田谷区における区域と目黒区の一部を合わせた区域です。
※三軒茶屋1丁目にお住まいの方は東京都第5区、2丁目にお住まいの方は東京都第6区となります。



◆投票方法

- ①「小選挙区選挙」の投票用紙には、候補者1人の氏名を記入します。
- ②「比例代表選挙」の投票用紙には、政党等の名称を1つ記入します。
- ③「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙には、裁判官の一覧が印刷されていますので、辞めさせたほうがよいと思う裁判官がいる場合は、その氏名の上の欄に「×」印を記入します。辞めさせなくてもよいと思う裁判官については、何も記入しません。

◆お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード(*)を用意していますので、投票所係員にお申し出下さい。また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

*イラストを指し示すことで自分の意思を伝えることができるボード

お願い

投票所へのお車での来場、ペットを連れての来場はご遠慮下さい。*補助犬は入場することができます。

◆最近住所を変えた方、変える予定の方は…

住所変更の届出をした時期によって、投票できる場合や、投票できる場所が異なる場合があります。詳しくは下記をご覧ください。

●世田谷区に転入の届出をした方

令和3年7月18日までに転入の届出をし、令和3年10月18日現在、引き続き世田谷区に住民登録がある方は、世田谷区で投票できます。

令和3年7月19日以降に転入の届出をした方は、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

●投票する日までに区外へ転出した方、する予定の方

世田谷区の選挙人名簿に登録されている方で、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、世田谷区で投票(または期日前投票)するか、新住所地で不在者投票をすることができます。詳しくは、世田谷区選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

●区内で住所を変えた方

世田谷区の選挙人名簿に登録されている方で、選挙区(東京都第5区と東京都第6区)をまたがって区内転居された方は、特にご注意ください。

10月7日未だに区内転居の届出をした方

区内(新)住所地の投票所で投票できます

10月8日未だに区内転居の届出をした方

区内(前)住所地の投票所で投票できます

◆投票所入場整理券(封書)を配達しています

1人1枚の投票所入場整理券を世帯ごとに全員分同封して配達しています。ご自分のものを確認して、投票所へお持ち下さい。紛失した場合や、届いていない場合でも、選挙人名簿で確認ができれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出下さい。

なお、投票日当日は決められた投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。また、封筒には活字読み上げ機能をもった機器を使用することにより、情報を聴くことができる音声コードを印刷しています。

◆無効票とならないために

大切な一票が無効票とならないために、次のことにご注意下さい。

①余分なことを書かない

候補者の氏名または政党等の名称を正しく書いていながら、それ以外のことが書かれているために、無効票となってしまうことがあります。

②候補者の氏名または政党等の名称を間違えて書いた場合は訂正を

間違えて書いたものは、二本線で消して、横に正しいものをお書き下さい。

*新しい投票用紙に交換することもできます。投票所係員にお申し出下さい。



◆代理投票

疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は堅く守られます。

選挙の詳しい情報は、区のホームページからもご覧になれます。

*前回選挙における投票日当日の投票者数や期日前投票所別の投票者数を掲載しています。混雑緩和にご協力下さい。



世田谷区からのお知らせです

衆議院議員選挙特集号

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 FAX5432-3045 へお願いします。

投票日に投票所へ行けない方は、

期日前(不在者)投票をご利用下さい

仕事、用事、入院、出産等の理由で、投票日当日に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用下さい。最近住所を変えた方、変える予定の方は、裏面もご覧下さい。

※新型コロナウイルス感染症への感染を懸念される方も、期日前投票を行うことができます。
※前回選挙の期日前投票所別投票者数を区のホームページに掲載しています。混雑緩和にご協力下さい。

区内で期日前投票をする場合

ご本人が、ご自分の投票所入場整理券(届いている場合)をお持ち下さい。

(手続き)

投票所入場整理券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入(自書)のうえ、お近くの期日前投票所へお持ち下さい(各期日前投票所にも期日前投票宣誓書を用意しています)。

(期日前投票受付場所・受付期間)

世田谷区は、小選挙区が東京都第5区と東京都第6区に分かれているため、住所地(選挙人名簿登録地)によって期日前投票の受付場所が異なります。裏面の地図でご自分の選挙区をご確認のうえ、該当の受付場所へお越し下さい。
※世田谷区役所(第3庁舎3階)、太子堂まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター及び二子玉川まちづくりセンターでは、東京都第5区・東京都第6区のどちらにお住まいの方(選挙人名簿に登録されている方)でも期日前投票ができます。

Table with columns for election district (東京都第5区, 東京都第6区), reception location (受付場所), reception period (受付期間), and reception status (受付できます/受付できません).

転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票する場合

この方法は郵便によるため、手続きに日数がかかります。郵便法の改正により、普通郵便は土曜配達休止等、取扱いが変わっていますので、お早めにご請求下さい。

(手続き)

- 1 不在者投票宣誓書兼請求書(下記様式参照)を世田谷区選挙管理委員会に至急郵送(★)または持参
2 世田谷区選挙管理委員会から、ご本人の希望送付先に投票用紙等を郵送
3 投票用紙等が届いたら、転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で不在者投票

★T154-8788[選挙期間専用] 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区選挙管理委員会 行

不在者投票宣誓書兼請求書の様式

様式は区のホームページからダウンロードすることができます。また、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターに所定の用紙が置いてありますので、ご利用下さい。なお、便せん等を使用する場合は右記のように作成して下さい。

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由に該当する見込みです。以上、事実であることを誓い、併せて投票用紙等の交付を請求します。
①氏名(フリガナ)
②生年月日
③世田谷区の住所
④投票日当日、投票所へ行けない理由(事由)
(例)仕事、旅行、転出など
⑤投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所(アパート等の名称及び部屋番号まで正確に)・電話番号(自宅と携帯)

指定された病院等で不在者投票をする場合

指定された病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定施設に該当するか等詳しくは、施設にお問い合わせ下さい。

投票所の変更

次の住所にお住まいの方は、投票所が変わりますのでご注意ください。

Table showing address changes from old voting locations to new ones, such as from 野毛1丁目・2丁目・3丁目 to 野毛青少年交流センター.

在外選挙人証をお持ちの方へ

一時帰国している方や、帰国直後で国内の選挙人名簿に登録されていない方は、在外選挙人証を提示して、指定された投票所または期日前投票所で投票するほか、不在者投票をすることができます。詳しくは、在外選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

区内施設の一部が利用できなくなります

選挙のため、区内施設の一部が利用できなくなります。ご協力をお願いします。
●総合運動場及び大蔵第二運動場の一部施設の利用制限
開票事務のため、下表のとおり利用できなくなります。また、下表以外の施設にも利用制限があります。詳しくは、各施設にお問い合わせ下さい。

Table listing facilities (e.g., 総合運動場, 大蔵第二運動場) and their restricted access dates during the election period.

※新型コロナウイルス感染症の影響による施設の開催状況は、区のホームページからご覧いただけます。

選挙運動に関する注意事項

選挙運動は、18歳以上の方が公示日から投票日の前日まで行うことができますが、いくつかの禁止事項があります。主な例は下表をご覧ください。

Table detailing prohibited election activities, such as using homepages, social media, or email for campaigning.

選挙公報・審査公報を10月24日(日)以降に順次お届けします

各世帯の郵便受け等に直接お届けします。届かない場合は、選挙管理委員会にご連絡下さい。
※10月25日(月)以降、区役所、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、区民センター、図書館等にも備え置きます。
※東京都選挙管理委員会のホームページからもご覧いただけます。(URL: https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/)
※音声版(選挙のお知らせ)(選挙公報・審査公報の掲載文を音声化したもの)を、区内在住で目の不自由な方へ送付します。希望される方は、選挙管理委員会までお早めにお申し込み下さい。過去の選挙において既に申込みの方は申込不要です。

新型コロナウイルス感染症により療養されている方へ

新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請を受け、自宅や宿泊施設等で療養されている方は、郵便等により自宅等で投票用紙に記入し投票する[特別郵便等投票]をご利用できます。制度について詳しくは、区のホームページをご覧ください。

投票・開票速報

投票・開票の状況及び開票結果は、区のホームページで随時お知らせします。開票は10月31日(日)午後9時から、東京都第5区は大蔵第二運動場体育館(大蔵4-7-1)、東京都第6区は総合運動場体育館(大蔵4-6-1)で行います。世田谷区の選挙人名簿に登録されている方は、2か所のうちお住まいの選挙区の開票を参観することができます。

政治家の寄附は禁止されています ~有権者のこころがけ~ 受け取らない 求めない

再生紙を使用しています

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査 10月31日(日) 午前7時～午後8時

仕事や用事で
投票日に投票所へ
行けない方は

期日前投票をご利用ください

世田谷区は、衆議院議員選挙の小選挙区が東京都第5区と東京都第6区に分かれているため、住所地（選挙人名簿登録地）によって期日前投票の受付場所が異なります。

下の地図でご自分の小選挙区をご確認のうえ、該当の受付場所へお越しください。

●●は期日前投票所（まちづくりセンター等）の位置を示しています。

★の世田谷区役所（第3庁舎3階）、太子堂・北沢・二子玉川まちづくりセンターでは、東京都第5区・東京都第6区ともに受け付けます。

※三軒茶屋1丁目にお住まいの方は東京都第5区、2丁目にお住まいの方は東京都第6区となります。

受付時間：午前8時30分～午後8時

住所地（選挙人名簿登録地）によって受付場所が異なります。

東京都第6区

受付期間	10月20日(水) ～10月23日(土)	10月24日(日) ～10月30日(土)
受付場所	受付できます	
世田谷区役所 (第3庁舎3階)	受付できます	
【まちづくりセンター】 太子堂、若林、上町、 経堂、梅丘、新代田、 北沢、松原、松沢、 二子玉川、祖師谷、 成城、船橋、喜多見、 砧、上北沢、 上祖師谷、烏山	受付できません	

東京都第5区

受付期間	10月20日(水) ～10月23日(土)	10月24日(日) ～10月30日(土)
受付場所	受付できます	
世田谷区役所 (第3庁舎3階)	受付できます	
【まちづくりセンター】 池尻、太子堂、下馬、 上馬、代沢、北沢、 奥沢、九品仏、等々力、 上野毛、用賀、 二子玉川、深沢	受付できません	



東京都第5区

※世田谷区における区域



世田谷区選挙マスコット
「セーポー」

【参考5】啓発物品



ポケットティッシュ（世田谷区選管作成）